

議案第 16 号

おいらせ町介護保険条例の一部を改正する条例について

おいらせ町介護保険条例（平成 18 年おいらせ町条例第 114 号）
の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 3 月 7 日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

提案理由

第 7 期介護保険事業計画に基づき平成 30 年度から平成 32 年度までの介護保険第 1 号被保険者の介護保険料の額を改めるため提案するものである。

おいらせ町介護保険条例の一部を改正する条例

おいらせ町介護保険条例（平成18年おいらせ町条例第114号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第1号中「41,820円」を「40,500円」に、同条第2号中「56,875円」を「55,080円」に、同条第3号中「62,730円」を「60,750円」に、同条第4号中「75,276円」を「72,900円」に、同条第5号中「83,640円」を「81,000円」に、同条第6号中「100,368円」を「97,200円」に、同条第7号中「108,732円」を「105,300円」に、「190万円」を「200万円」に、同条第8号中「125,460円」を「121,500円」に、「290万円」を「300万円」に、同条第9号中「142,188円」を「137,700円」に、「350万円」を「400万円」に、同条第10号中「158,916円」を「153,900円」に改める。

第9条第2項中「、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに」を削る。

第14条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のおいらせ町介護保険条例第2条の規定は、平成30年度以降の年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。